

知っとく納得!

保険 年金 医療

市保険年金医療課 ☎43-8127

保険者氏名	医療機関等の名称	内訳	支払額	自己負担額	自己負担率
福津 太郎	△△内科病院	診療	4,430	1,320	30%
福津 太郎	××薬局	調剤	2,400	720	30%
福津 太郎	△△病院	検査	17,380	5,214	30%
福津 太郎	〇〇クリニック	検査	3,500	1,050	30%
福津 花子	〇〇病院	検査	6,080	1,824	30%
福津 花子	☆☆薬局	調剤	2,460	738	30%
合計			36,250	10,266	

かかった医療機関、日数、金額を御確認ください。

国民健康保険などの公的医療保険では、医療機関で医療費の一部（一部負担金）を支払えば医療を受けられます。つまり、医療費の総額を意識しにくい仕組みです。そこで偶数月の月末に医療費通知を

各世帯にお届けし、医療費をお知らせしています。
医療費通知Q&A
Q、医療費通知の一部負担金額と、医療機関が発行した領収書の金額が違うのですが、
A、領収書に保険適用外分が

含まれていないか御確認ください。また、医療費通知の一部負担金額は1円単位ですが、医療機関で支払う金額は10円単位で計算するため、端数が出ます。大きく異なる場合は医療機関へお問い合わせください。
Q、医療機関を受診したのに、医療費通知が届きません。
A、医療費通知は、医療機関からの診療報酬明細書（レセプト）に基づいて作成し、受診月の2〜3か月後にお届けします。通知が届かない理由として、レセプト提出が遅れている、内容に不備がある、レセプト点検で再審査になっている等が考えられます。不明な点はお問い合わせください。

医療機関を受診したら医療費通知が届きます

男性料理教室でおいしく健康に



7月7日、ふくとびあで行われた男性料理教室「らくらくクッキング」に参加しました。食生活を改善し生活習慣病を予防することを目的に、今回は鮭のハンバーグや夏野菜を使った料理など6品を作りました。参加者は12人で、調理が進むにつれ手際もよくなり「自分で作った料理はやはりおいしい」と、試食では皆さん完食していました。【山本武利さん】

楽しい夏休みの思い出



7月23日に東福岡10区の夏祭りが行われました。迫力のある和太鼓の演奏では大きな拍手が起きていて、子どもたちも笛の音色に合わせて交代で太鼓を叩いていました。また、子どもたちがスイカ割りをして、そのスイカが配られていました。かき氷やヨーヨー釣りなど催し物もたくさんで、楽しい夏休みの始まりになったようでした。【福岡信一さん】

竹を使ってドームを手作り



7月11日に福岡東中学校で、地域の人を講師に迎えて行われる総合学習の授業EJC（東中カレッジ）で生徒たちが竹を使ったスタードーム作り挑戦しました。雨のため竹を切る作業には参加できませんでしたが、慣れないなたやのこぎりを使い、竹を割ったり面取りをしたりと準備を進めました。次回はよいよドームの組み立てを行います。【真鍋光さん】

カローリング大会の熱い戦い



7月21日、花見1・2区でシルバークリウドの終了後に、カローリング大会が行われました。カローリングは、氷上で行うカローリングを室内で手軽にできるよう考案されたスポーツです。参加者28人が3人1組のチームに分かれて対戦し、皆さん暑い中で掃除をした後だったにもかかわらず、とても盛り上がりつつありました。【徳永孝志さん】

環境 掲示板

市うみがめ課 ☎62-5019
FAX 43-6005 メール umigame@city.fukutsu.lg.jp

剪定くずや草の分別に御協力ください

地域の分別ステーションでは、剪定くずや草の回収を行っています。最近、袋の中に木片やベニヤ板などが混入していることがあり、分別ステーションで回収された剪定くずや草は、破砕工場に運ばれます。そして、チップ化されて家の敷材や堆肥になります。しかし、ベニヤ板などの加工されている木材は、腐りにくいように薬剤処理

がされている場合もあるため、剪定くずや草としては回収できません。木片やベニヤ板は、市の指定ごみ袋に入るものは燃やすごみとして出し、入らないものは分別収集で可燃粗大ごみとして出してください。また、剪定くずや草の回収に使用しているフレコン袋は、袋いっぱい詰めるすぎると、破れるなど損傷してしまうことがあります。出来るだけ長く使えるように、袋いっぱい詰めるすぎないようにしてください。皆さんの御協力をお願いします。



▲木片やベニヤ板は回収できません

ごみの不法投棄はやめましょう

皆さん、ごみを決まった場所にきちんと捨てていませんか。外出先などで「少しくらいいいじゃないか」とポイ捨てをしたことはありませんか。ごみの問題は、私たちにとても身近なものです。左の写真は、市内の道路上に捨てられていたごみです。ティッシュやお菓子の袋などが散乱していました。他にもペットボトルや空き缶、お弁当の空箱、冷蔵庫やテレビなどの大きな家電など、たくさんのごみが不法に捨てられています。空き缶やペットボトルなど少量のご



▲ポイ捨ては不法投棄です

みのポイ捨てでも不法投棄にあたり、不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で処罰されます。市うみがめ課では、市民グループや事業所などの団体が定期的に海岸や松林、地域の公園などの環境美化に取り組むアダプトプログラムという制度を推進しています。また、シルバー人材センターに環境指導員として市内の巡回や清掃の委託をしたり、一部の自治会にも不法投棄の監視パトロールの委託をしたりしています。また、個人のボランティアや自治会、郷づくり、事業所などのたくさんの方が清掃に協力してくれています。一人一人がマナーを守り、ごみを決まった場所に捨てることで、住みよいまちにしていきたいです。市ではボランティア清掃を行いたい方に、無償でボランティア袋を提供しています。詳しくは、市うみがめ課までお問い合わせください。